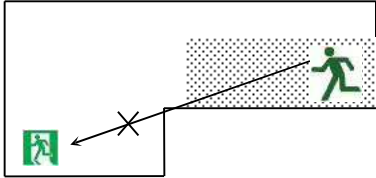
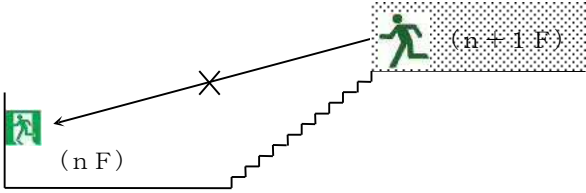
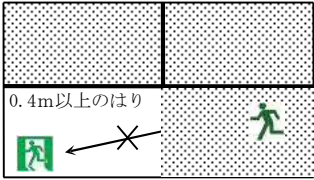
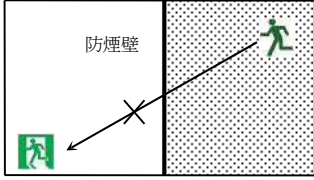
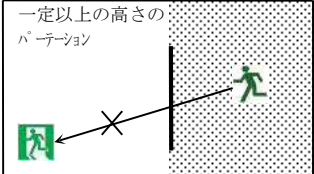
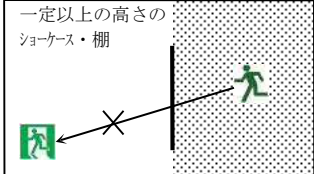
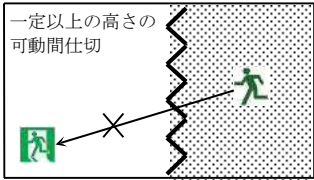
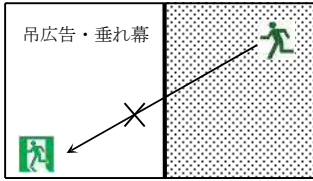

第 16 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。
- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716の常用光源蛍光灯D65により、照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面が24mcd（ミリカンデラ）/㎡以上、100mcd/㎡未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100mcd/㎡以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (4) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通じる廊下又は通路をいう。
- (10) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に規定する出入口及び場所をいう。
- (11) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の4に規定するもので、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (12) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。
- (13) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。

なお、容易に見とおし、かつ、識別することができない例については、第16－1表を参照すること。

第16-1表

誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができない例	備考
○壁面があり、陰になる部分がある場合 	
○階段により階数が変わる場合 	
○0.4m以上のはりがある場合  ○防煙壁がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。
○一定以上の高さのパーティションがある場合  ○一定以上の高さのショーケース・棚がある場合  ○一定以上の高さの可動間仕切がある場合 	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合は、見とおせるものとする。
○吊広告・垂れ幕がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。 吊広告等を設置することが予想される場合は、あらかじめ留意すること。

2 構造及び性能

(1) 誘導灯の区分（省令第28条の3第1項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、次の第16－2表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

第16－2表

区分		表示面の縦寸法（m）	表示面の明るさ（cd）
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能（省令第28条の3第2項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする（第16－1図参照）。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。

ア 次の第16－3表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

第16－3表

区分			距離（m）
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

注：表示面の縦寸法がA級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1mのものを基本とする。

イ 次式により算出した距離

$$D = k h$$

D：歩行距離（単位：m）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：m）

k：次の第16－4表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第 16－4 表

区分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	1 5 0
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	1 0 0
通路誘導灯		5 0

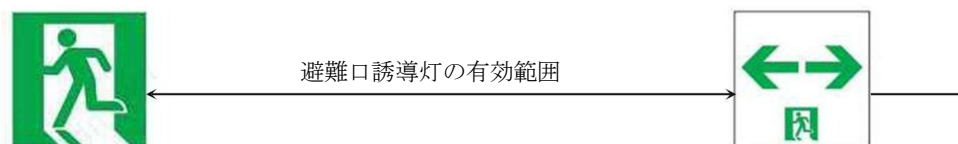
注：この式を適用するものは、「A級」「B級」「C級」に適合するものであって、表示面の縦寸法がA級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1m以外の場合とする。

例：避難口誘導灯のB級で縦寸法が0.3のもの $D = k h = 150 \times 0.3 = 45 \text{ m}$

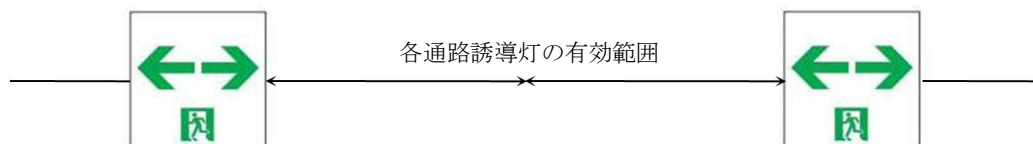
- (3) 誘導灯及び誘導標識の構造若しくは性能は、省令第28条の3第1項及び第2項並びに誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）によること。

なお、誘導灯及び蓄光式誘導標識は、原則として認定品を設置するよう指導すること。★

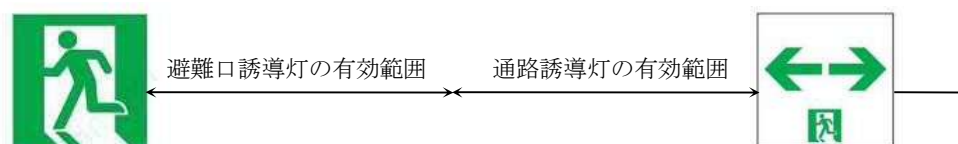
〔屋内から直接地上に通じる出入口又は直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲〕



〔廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置〕



〔避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置〕



第 16－1 図

3 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

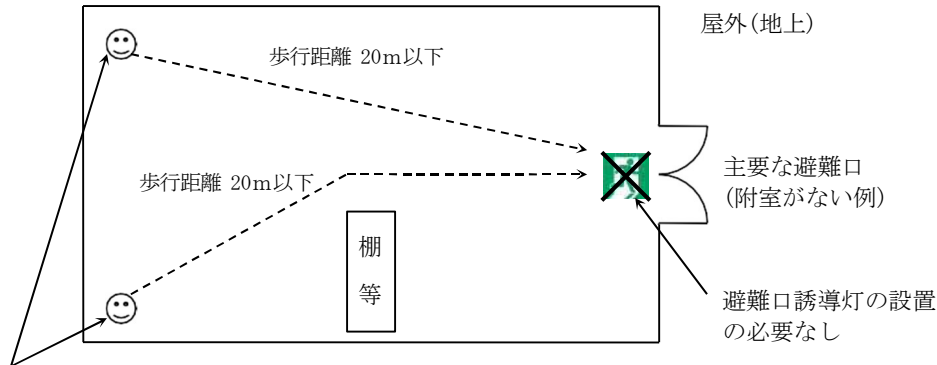
- (1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口

(省令第28条の3第3項第1号イに規定する避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるもの(第16-2図参照)

〔避難口誘導灯の設置を要しない例1〕



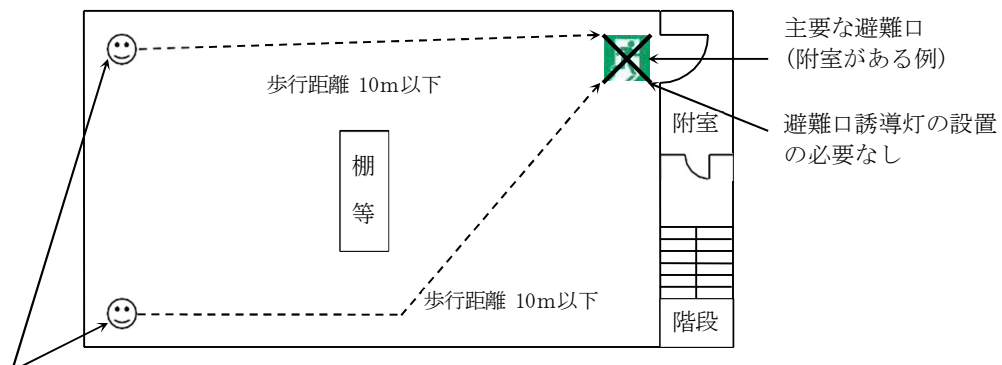
主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第16-2図

イ 避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。)の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項第1号ロに規定する避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるもの(第16-3図参照)

〔避難口誘導灯の設置を要しない例2〕



主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第16-3図

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階(地階及び無窓階を含む。床面積500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。(3)イにおいて同じ。)で次の(ア)から(イ)までに該当するもの

なお、これによる場合は、次の(エ)及び(オ)を指導すること(第16-4図参照)。

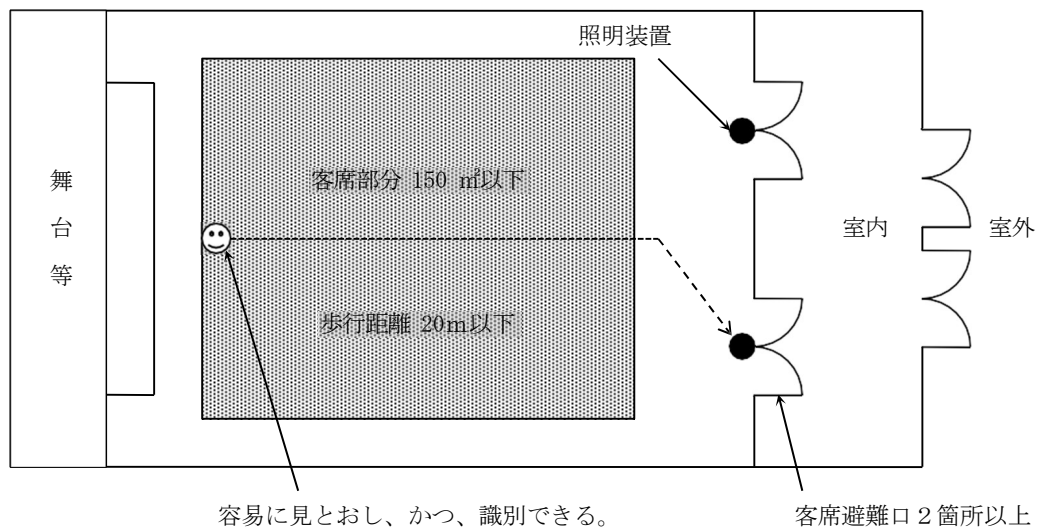
(ア) 客席避難口(客席に直接面する避難口をいう。以下この項において同じ。)を2以上有すること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から

当該客席避難口に至る歩行距離が20m以下であるもの

- (ウ) 全ての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。
- (エ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。★
- (オ) 非常電源の容量は、20分間以上とすること。★

[劇場等の避難口誘導灯の設置を要しない例]



第16-4図

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で次の(ア)から(カ)までに該当するもの（第16-5図及び第16-6図参照）

- (ア) 省令第28条の3第3項第1号イに規定する避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

※ 主として当該居室に存する者が利用するものとは、当該居室以外の部分に存する者が利用する避難経路を除くものであること。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等は、当該居室以外の部分には含まれない。

- (イ) 室内の各部分から、前(ア)の避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。
- (ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。
- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が、次のいずれかであること。
なお、当該照度を確保するための照明は、常時の点灯を義務付けるものではない。
 - a 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、100mcd/m²以上の平均輝度となる照度であること。
 - b 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識（認定品に限る。）の設置箇所における照度は200ルクス以上であること。

(オ) 前(エ)によるほか、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合には、次によること。

a 次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

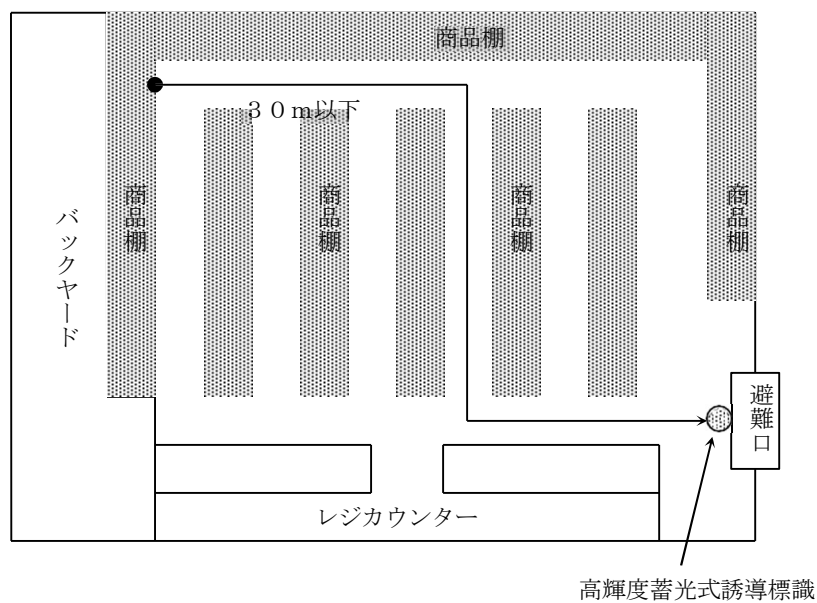
D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離

[m] h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

b 20分間経過した後の表示面が、300mcd/m²以上の平均輝度となる照度を確保すること。

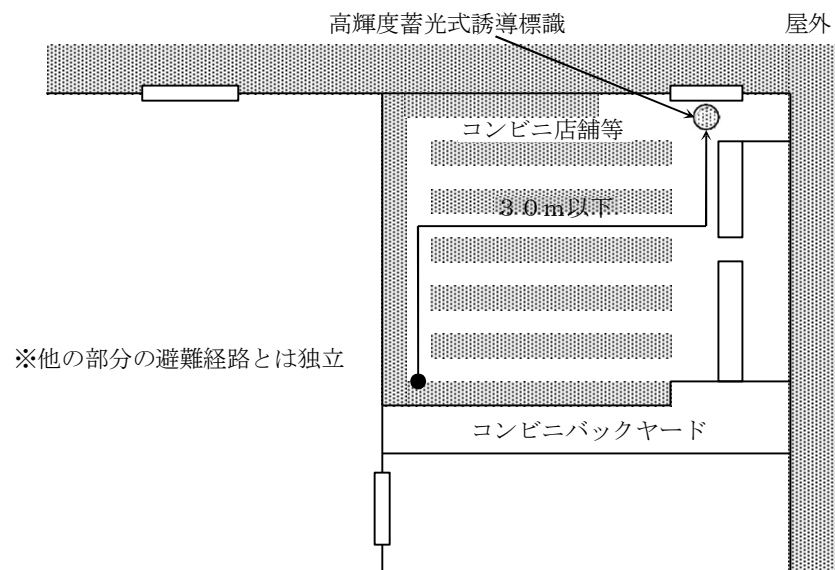
(カ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

[避難が容易であると認められる居室の例1（単独建屋の例）]



第16-5図

[避難が容易であると認められる居室の例2（防火対象物の一部に存する場合）]



第16-6図

オ 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(同表(5)項ロの用途に供する部分が存し、かつ、その他の部分が同表(6)項ロ及びハのみで構成されたものに限る。)の場合

政令別表第1(6)項ロ及びハの用途に供される部分が、次の(ア)から(カ)までにより区画されている場合は、同表(5)項ロの用途に供される部分(地階、無窓階及び1階以上の階の部分を除く。)

(第16-7図参照)

なお、同表(6)項ロ及びハにあつては、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者ケアホーム及びグループホームに限る。

(イ) 居室を準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

(ロ) 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを地上に通じる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

(ハ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下で、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。ただし、鉄製網入りガラス入り戸にあつては、面積の合計が4㎡以内であること。

(ニ) 前(ロ)の開口部の構造は、次のいずれかによること。

なお、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。

a 防火戸(3階以上の階に存する場合は、特定防火設備である防火戸)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの

b 鉄製網入りガラス入り戸で、次の全てに該当するもの

(a) 二方向避難ができる部分であること。

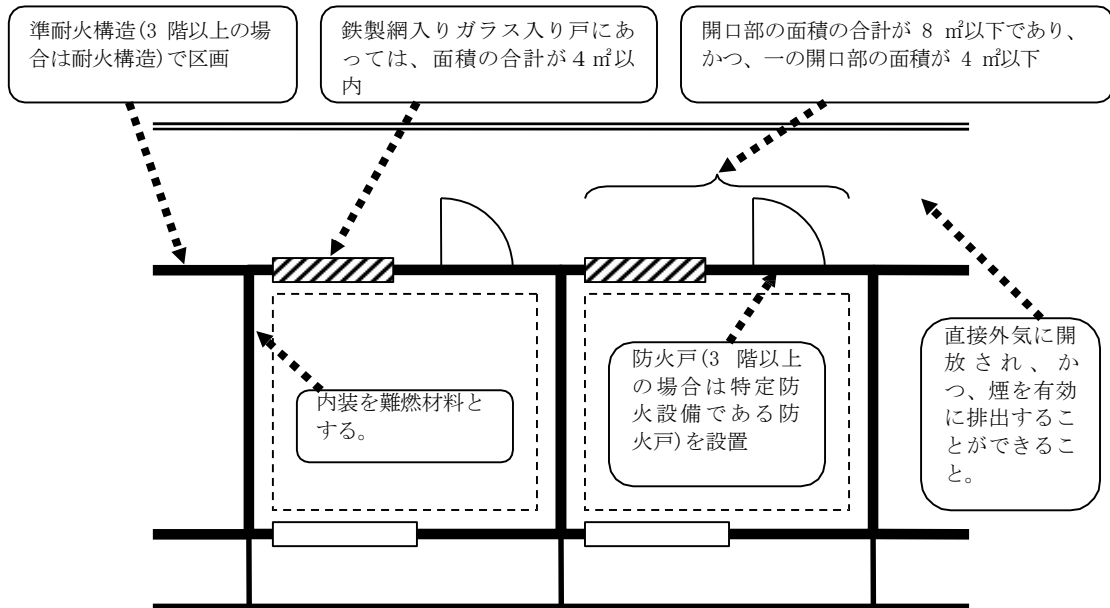
(b) 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面していること。

(c) 出入口以外の開口部であること。

(ホ) 前(ニ)の開口部を居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分(当該部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さは、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。)を有すること(第16-8図参照)。

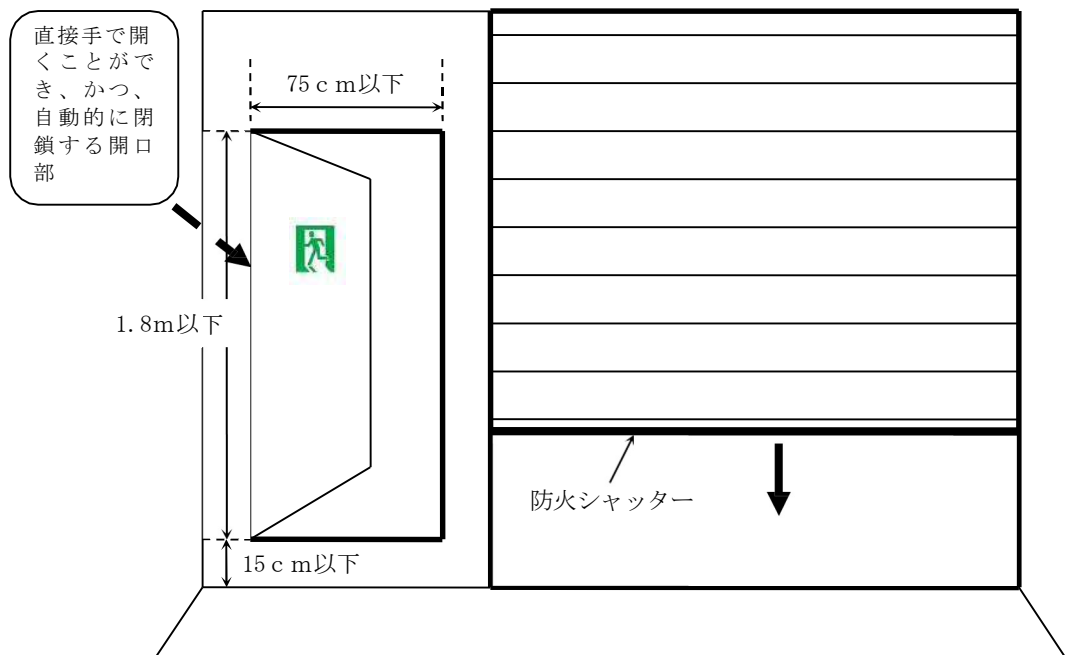
(ヘ) 政令別表第1(6)項ロ及びハの用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生じる煙を有効に排出できる廊下、階段その他の通路に面していること。

〔(6) 項口及びハの用途に供される居室の区画の例 1〕



第 16 - 7 図

〔(6) 項口及びハの用途に供される居室の区画の例 2〕



第 16 - 8 図

カ 省令第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物で政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存するものの場合

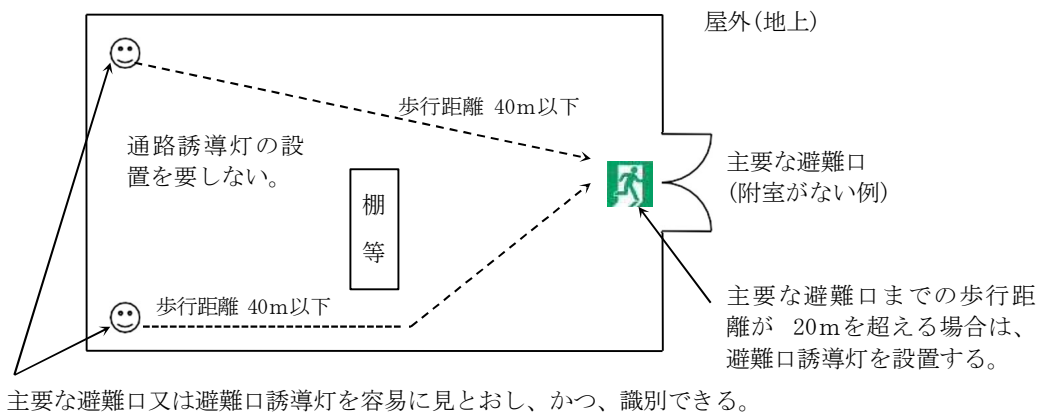
地階、無窓階及び 1 1 階以上の部分以外の部分

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに規定する避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるもの（第16-9図参照）

〔通路誘導灯の設置を要しない例1〕



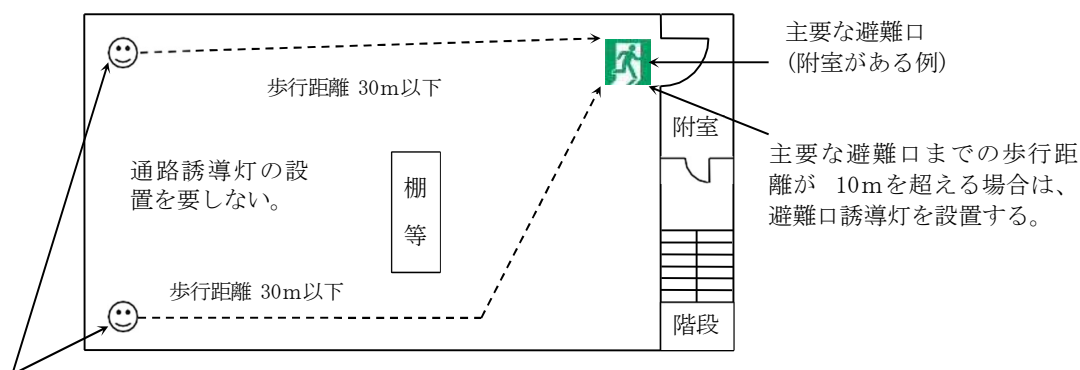
主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第16-9図

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに規定する避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるもの（第16-10図参照）

〔通路誘導灯の設置を要しない例2〕



主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第16-10図

ウ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 省令第28条の3第3項第1号イに規定する避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

(イ) 室内の各部分から、前(ア)の避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識（前(1)エ(イ)から(カ)までによる。）を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

エ 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項口の用途に供する部分が存し、かつ、その他の部分が同表(6)項口及びハのみで構成されたものに限る。）の場合、前(1)オによること。

オ 省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物で政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項、(6)項又は(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存するものの場合、前(1)カによること。

カ 階段又は傾斜路に設けるもの

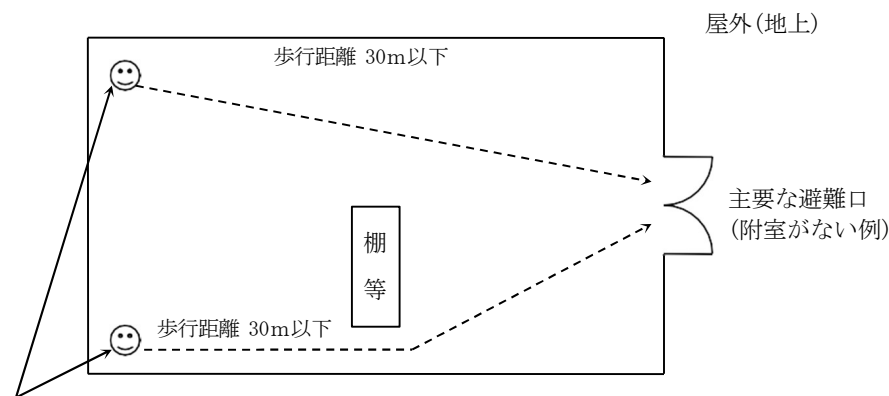
政令別表第1(1)項から(16)の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの。ただし、6(4)ア及びイに掲げる防火対象物の非常用の照明装置にあつては、60分間以上作動できる予備電源容量を有するものに限る（誘導灯及び誘導標識の基準第3の2により、高輝度蓄光式誘導標識等が設けられた部分を除く。）。この場合、他の非常電源（非常用の照明装置専用ではない自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）を接続し、停電後60分間以上作動する場合にあつては、60分間以上作動できる容量以上を有している非常用の照明装置と取扱うことができる。

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（地階、無窓階を含む。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに規定する避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。（第16-11図参照）

〔誘導標識の設置を要しない例〕



主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第16-11図

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号に規定する避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階で、次の(イ)及び(イ)に該当するものは誘導標識の設置を要しない。

なお、これによる場合は、次の(ウ)及び(エ)を指導すること（第16-5図参照）。

(イ) 客席避難口が、前(1)ウ（(イ)を除く。）によるものであること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(ウ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。★

(エ) 非常電源の容量は、20分間以上とすること。★

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で、前(2)ウに該当するものは誘導標識の設置を要しない。

4 設置要領等

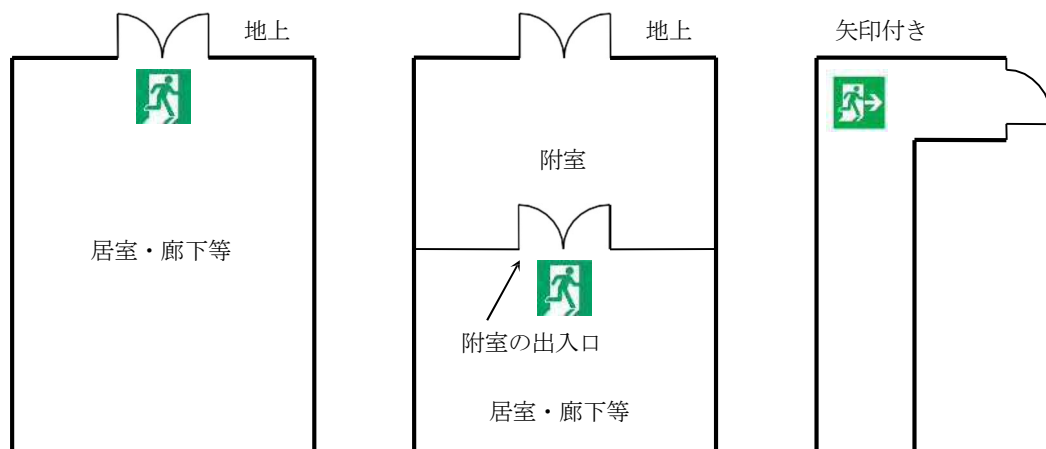
(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(イ) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設置すること。

a 屋内から直接地上へ通じる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第16-12図参照）

〔屋内から直接地上へ通じる出入口の場合の設置例〕



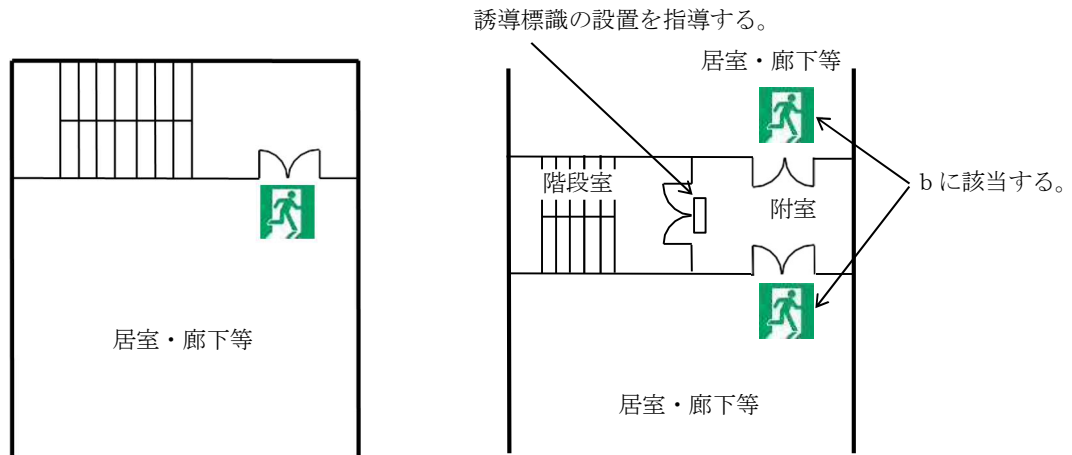
第16-12図

b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

（第16-13図参照）

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。★

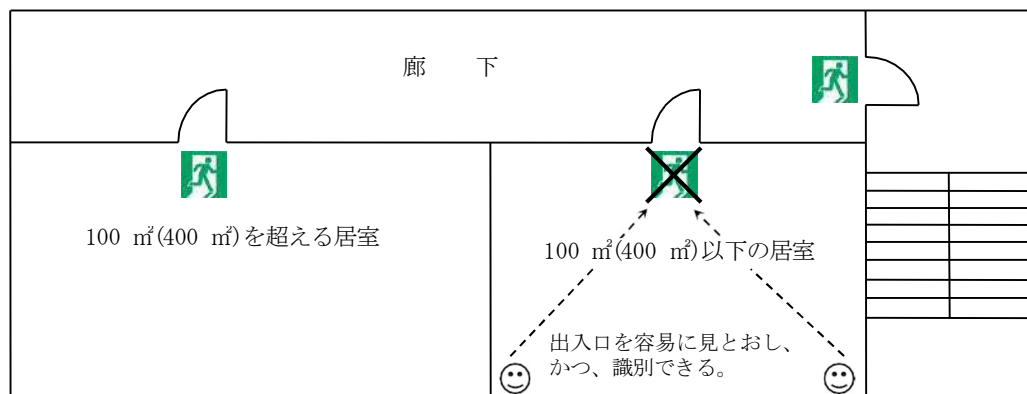
〔直接階段の場合の設置例〕



第16-13図

c 前a又はbに掲げる避難口に通じる廊下等への出入口（居室の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400㎡）以下であるものを除く。）（第16-14図参照）

〔居室から廊下へ通じる出入口の例〕

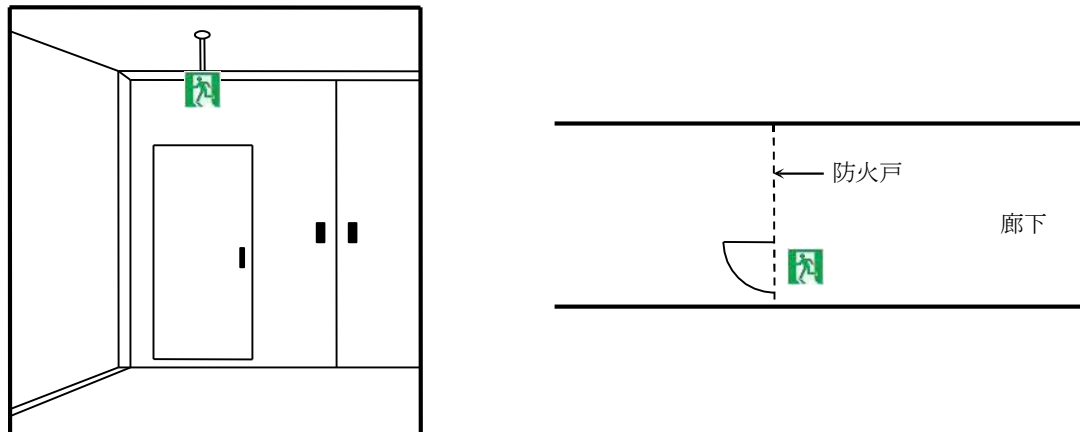


第16-14図

- d 前 a 又は b に掲げる避難口に通じる廊下等に設ける防火戸であって、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）

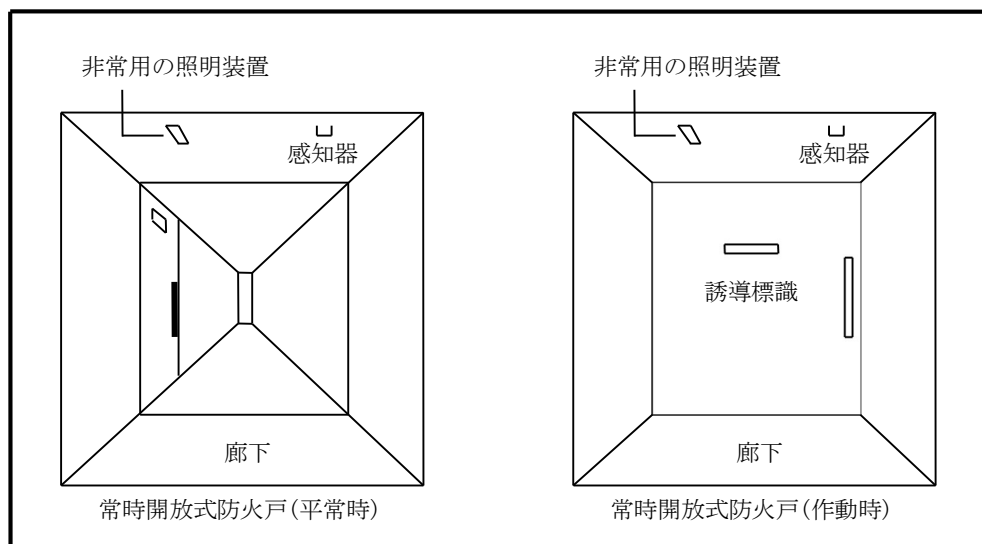
（第 16－15 図及び第 16－16 図参照）

〔廊下等に防火戸がある場合の設置例〕



第 16－15 図

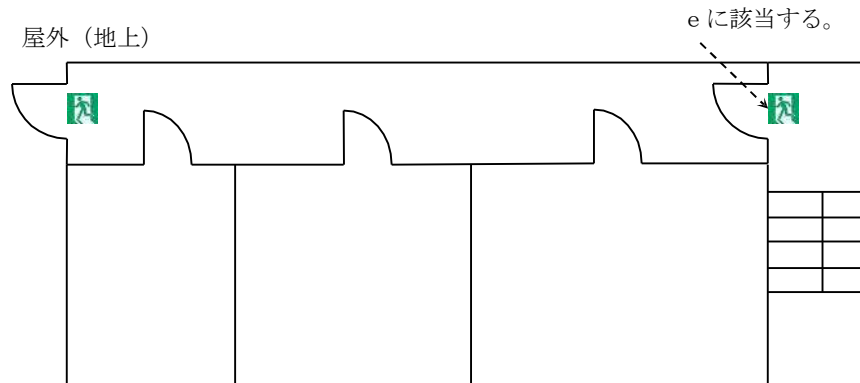
〔避難口誘導灯の設置が除外される例〕



第 16－16 図

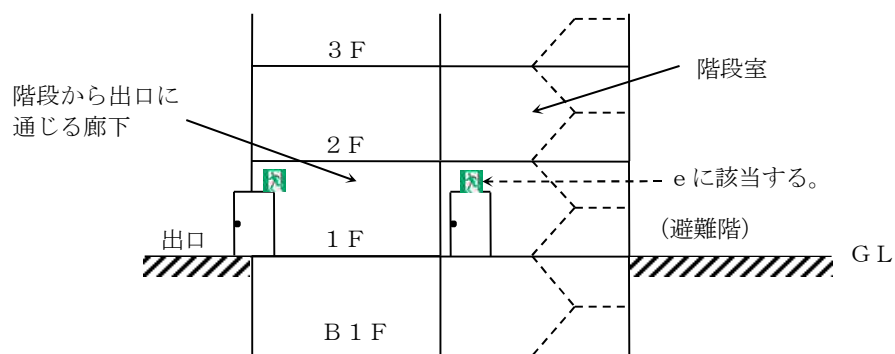
- e 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通じる出入口には、避難口誘導灯を設けること（第16-17図参照）。★

〔直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通じる出入口の例（平面図）〕



第16-17図

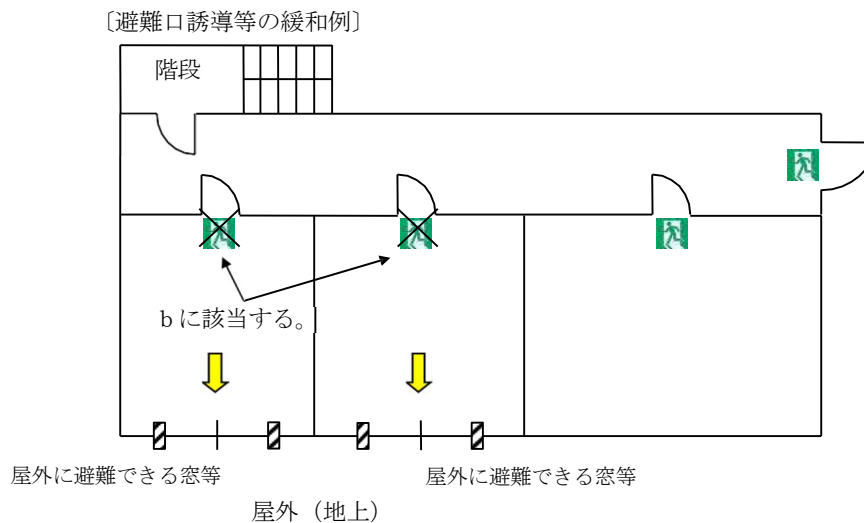
〔直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通じる出入口の例（立面図）〕



第16-17-2図

- (イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。
- a 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
 - b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（第16-18図参照）。ただし、次に掲げる防火対象物を除く。
 - (a) 政令別表第1(1)項及び(4)項で延べ面積が、 $1,000\text{ m}^2$ 以上の防火対象物
 - (b) 政令別表第1(16)項イの用途で、かつ、同表(1)項及び(4)項の用途に供する部分の床面積が $1,000\text{ m}^2$ 以上の防火対象物
 - c 関係者以外の者の出入がない倉庫、機械室等（当該部分の床面積が 400 m^2 未満のものに限る。）で、室内の各部分から当該室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもの
 - d 外光により避難上有効な照度が得られる開放廊下等で、廊下の各部分から容易に見とおし、か

つ、識別することができる不特定多数の避難経路とならない直通階段への出入口



第 1 6 - 1 8 図

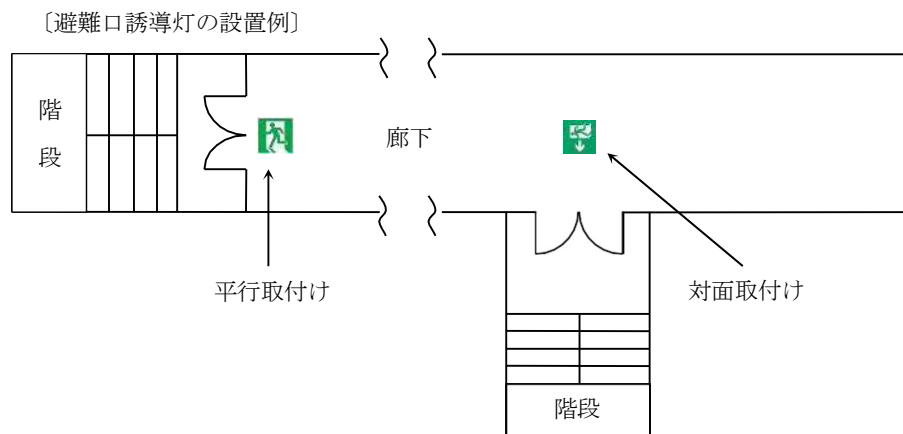
イ 設置要領

(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

a 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること（第 1 6 - 1 9 図参照）。

b 廊下等から屈折等して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること。

（第 1 6 - 2 0 図参照）



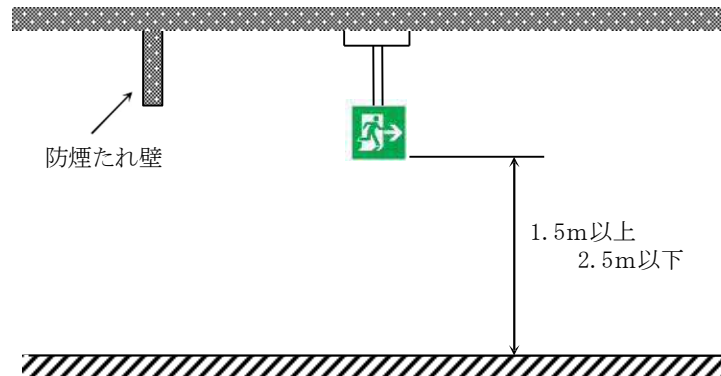
第 1 6 - 1 9 図

(イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下端までの高さが 1.5 m 以上 2.5 m 以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる（第 1 6 - 2 0 図参照）。★

b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること（第 1 6 - 2 0 図参照）。★

〔避難口誘導灯の設置高さの例〕



第 16 - 20 図

- (ウ) 避難口誘導灯は、避難及び通行の障害とならないように設けること。
 - (エ) 避難口誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物若しくはその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の明るさが 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。
 - a 政令別表第 1 (10) 項、(16) の 2) 項又は (16) の 3) 項に掲げる防火対象物
 - b 政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は同表 (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表 (1) 項から (4) 項まで又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m² 以上のもの
 - (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
 - (カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (キ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。★
- (2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯
- 点滅機能を付加した誘導灯（以下この項において「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下この項において「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下この項において「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は、前(1)の例によるほか、次によること。
- ア 設置箇所
- (ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下この項において「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。★
 - a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの者の避難経路となる部分
 - b 百貨店、旅館、病院その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
 - c その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
 - (イ) 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ又はロに規定する避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯

には設けてはならないこと。

イ 設置要領

(ア) 起動方法は、次によること。

- a 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- b 省令第24条第5号ハに規定する防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものであること。
- c 音声により警報を発する自動火災報知設備若しくは放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能又は音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

(イ) 停止方法は、次によること。

- a 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。この場合、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が想定されるものであること。

また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

- b 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報若しくは火災放送が行われているときは、非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置を講じること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 受信機又は移報用装置と信号装置の間の配線は、次によること。

- a 配線は、火災報知設備の設置及び維持に関する基準について（昭和39年8月17日付自消丙予発第87号）の屋内配線に準じたものであること。
- b 信号装置の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りでない。

(エ) 信号装置と点滅形誘導灯等間の受信回路の配線は、次によること。

- a 信号装置と点滅形誘導灯等との回路（以下この項において「信号回路」という。）には、常時、交流の定格電圧100Vを印加すること。
 - b 信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、電気設備技術基準省令等の規定に適合すること。
 - c 信号回路には他の機器を接続しないこと。
-

(オ) 受信機に信号装置等を接続する場合は、次によること。

a 受信機と信号装置等の接続方法は、第16-21図及び第16-22図によること。

b 受信機に点滅形誘導灯等用の移報用装置を接続する場合は、次によること。

(a) 移報用装置は受信機の直近で、維持点検の容易な場所に設けること。

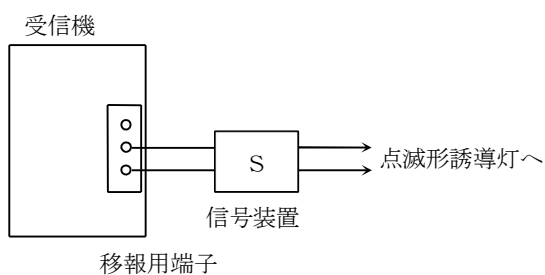
(b) 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。

(c) 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。

(d) 移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示をすること。

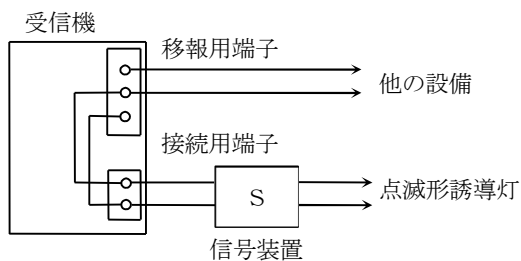
(e) 受信機内に接続用端子を設ける場合は、誘導灯用である旨の表示をすること。

〔受信機に移報用端子が設けられている場合（例）〕



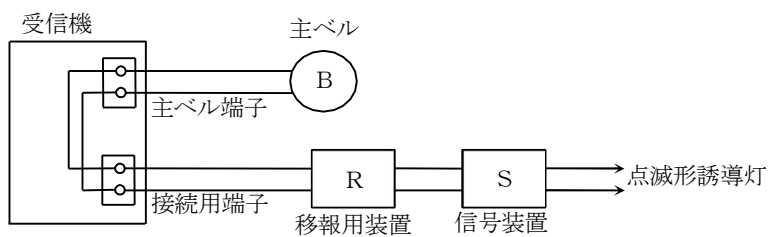
第16-21図

〔受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合（例）〕



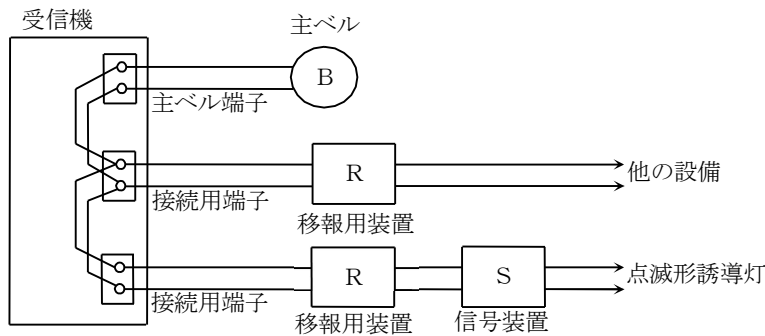
第16-21-2図

〔受信機に移報用端子が設けられていない場合（例）〕



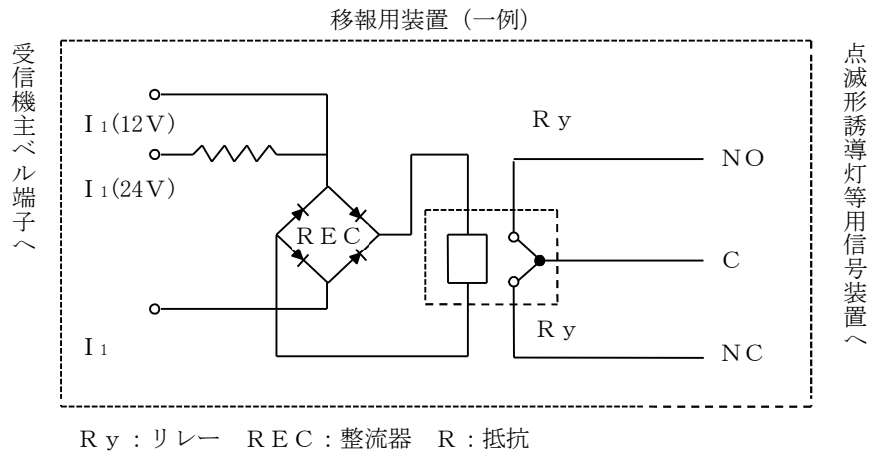
第16-21-3図

〔受信機に移報用装置が接続されていて、すでに他の設備に移報されている場合（例）〕



第 16-21-4 図

※接続用端子は、中継を行うものであるが、受信機に設けられていない場合は、追加する。



第 16-22 図

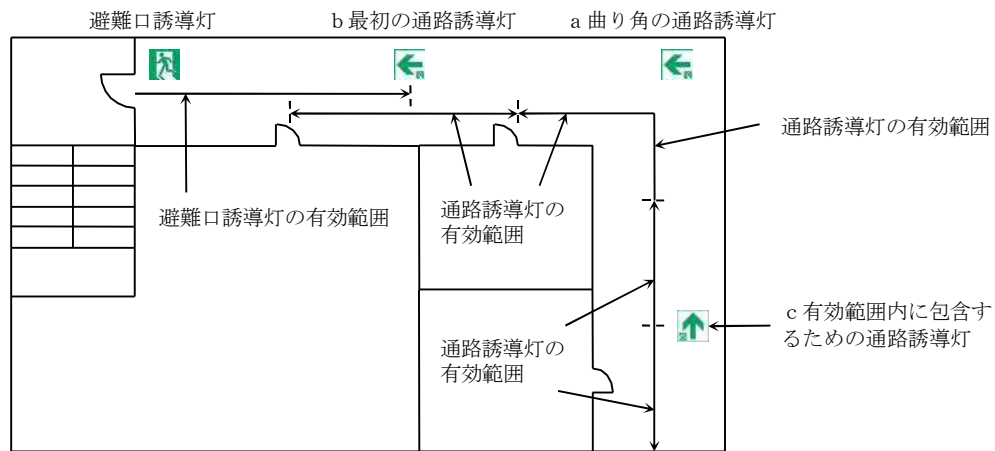
(3) 通路誘導灯（階段、傾斜路に設けるものを除く。）

ア 設置箇所

(ア) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること（第 16-23 図参照）。

- a 曲り角
- b 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに規定する避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。）。
- c 前 a 及び b のほか、廊下又は通路（居室内を含む。）の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

〔廊下に設ける通路誘導灯の例〕



第 1 6 - 2 3 図

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第 3 2 条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。

- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（前(1)ア (イ)b(a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。）
- b 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- c 避難口誘導灯の設置を省略することができる居室内
- d 関係者以外の者の出入がない倉庫、機械室等（当該部分の床面積が 4 0 0 m²未満のものに限る。）で、室内の各部分から当該室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものの通路等
- e 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下

イ 設置要領

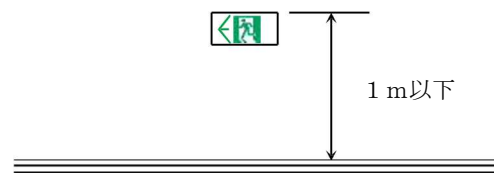
- (ア) 通路誘導灯は、避難及び通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物若しくはその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の明るさが 2 5 以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別 することができるときは、この限りでない。

また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第 3 2 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。

- a 政令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は(16 の 3) 項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第 1 (1) 項から(4) 項まで若しくは(9) 項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち同表(1) 項から(4) 項まで若しくは(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1, 0 0 0 m²以上のもの
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける通路誘導灯は、防水構造とすること。

- (オ) 通路誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。★
- (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。★
- (ク) 防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。★
- (ケ) 政令別表第1(2)項ニの防火対象物及び(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物の(2)項ニの用途に供する部分にあつては、床面又は床面から通路誘導灯の上端の高さがおおむね1m以下となるように設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識を次のaからcまでにより設置した場合は、この限りでない。
- a 高輝度蓄光式誘導標識は、前3(1)エ(エ)及び(カ)によるほか、次によること。
- b 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。
- (a) 床面から1m以下の壁に設置する場合は、高輝度蓄光式誘導標識の上端からの高さとする
こと（第16-24図参照）。

〔(2)項ニにおける高輝度蓄光式誘導標識の設置高さの例〕



第16-24図

- (b) 通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性、耐水性を有するものとする。
- c 廊下又は通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けること（第16-25図参照）。
- d 光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示は、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の端部の位置を示す標示を行うもの等で、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における当該表面の輝度が、次式により求めた値以上であること（第16-26図参照）。

$$L \geq L \frac{100}{d}$$

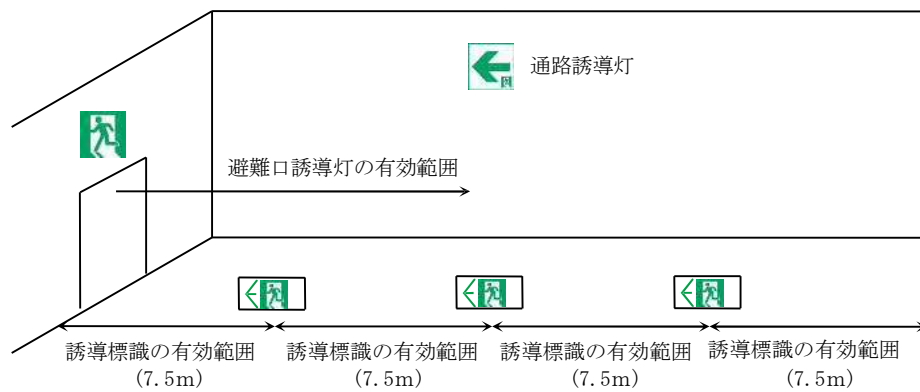
L : 当該標示の表面における平均輝度(mcd/m²)

L : 2 (mcd/m²)

d : 当該標示の幅 (mm)

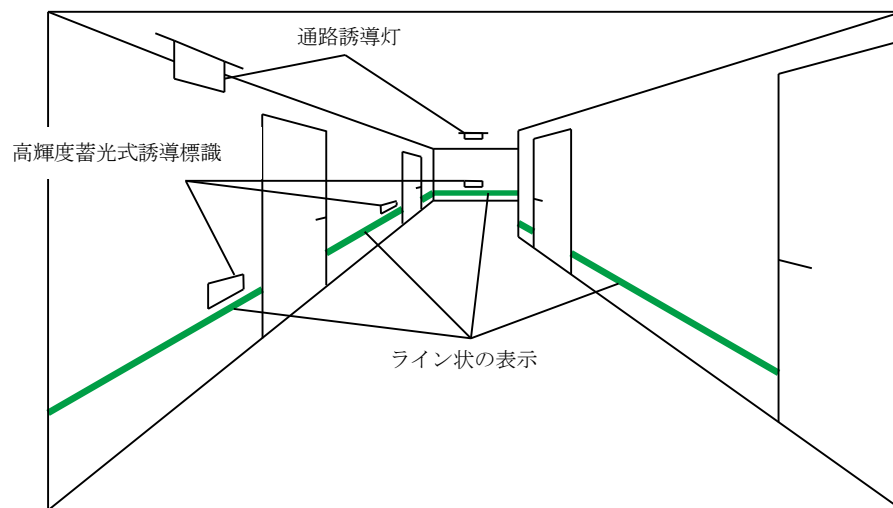
また、曲り角等の箇所には、必要に応じ高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示すること。★

〔(2) 項ニにおける高輝度蓄光式誘導標識の設置例〕



第 1 6 - 2 5 図

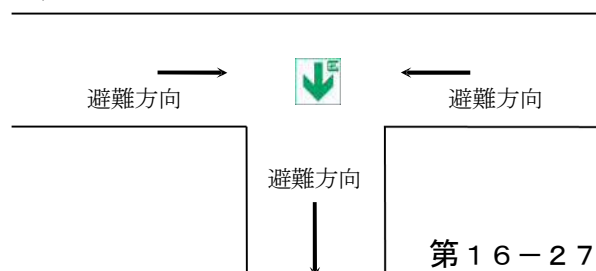
〔光を発する帯状の標示の設置例〕



第 1 6 - 2 6 図

- (コ) 前(カ)に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあっては、前(1)イ(イ) a の例により設置すること。★
- (ク) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所設置すること。★
- (ク) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置する（第 1 6 - 2 7 図参照）。★

〔通路誘導灯の設置例〕



第 1 6 - 2 7 図

(ヌ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。★

(セ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。★

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

(イ) 設置場所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。（前3(2)カに定める部分を除く。）

(ロ) 設置緩和

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

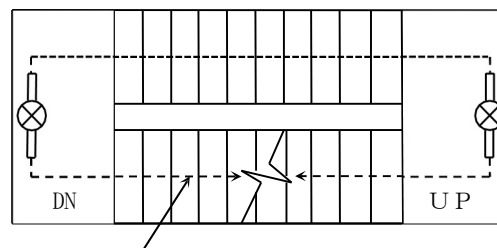
- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
- b 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
- c 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること（第16-28図参照）。

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。★

〔階段通路誘導灯の設置例〕



中心線で1ルクス以上

第16-28図

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上の照度が得られる部分

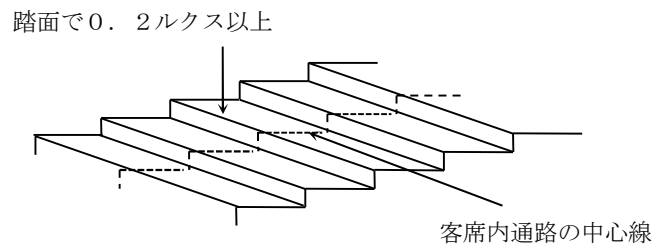
イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上であ

ること。

- (イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること（第16-29図参照）。

〔客席誘導灯の水平照度〕



第16-29図

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるように設置すること。
- (エ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難の支障とならないように設置すること。
- (オ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。★

(6) 誘導標識

ア 設置場所及び設置要領

- (ア) 避難口に設ける誘導標識は、省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- (イ) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けること。
- (ウ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
- (エ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
- (オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう堅固に固定すること。
- (カ) 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。★

5 誘導灯の消灯

- (1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できるものであること。

なお、消灯を行う場合には、これに係る技術基準に適合しているほか、当該防火対象物における消防計画において、消灯・点灯に係る防火管理体制及び責任を明らかにするとともに、火災時のほか、地震等の災害時の対応について明らかにしておく必要があること。

ア 当該防火対象物が無人である場合

※ ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存在しない状態が繰り返し継続されることをいう。この場合、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなす。したがって、無人でない状態では、消灯の対象とならない。

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所の場合

※ ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要がある。また、消灯の対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限る。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所の場合

※ 通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第16-4表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯の対象となるのは、同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所の場合

※ ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど、内部の状態に疎い者は含まれない。

また、当該規定は、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物に限るものであること。

第16-4表

用途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など、常時暗さが必要とされる部分	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合は、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など、一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で、特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前(1)ア及びイに該当する場合は、消灯することとして差し支えないこと。

(3) 消灯方法

ア 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路

について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

ウ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯の対象ごとに一括して消灯する方式とすること。

(4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯する場合には、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

イ 当該場所の利用形態に応じて点灯する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)の要件に適合しなくなったときは、自動又は手動により点灯すること。この場合の点灯方法の具体例は、第16-5表のとおりである。

第16-5表

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	自衛消防隊員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場合」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場合」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

※ 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、本表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(5) 配線等

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、防災センター等のほか、当該場所を見とることができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

オ 受信機、移報用装置等の接続方法は、前4(2)イ(オ) a の例によること。

6 電源及び配線

(1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

- (2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである旨を表示すること。
- (3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第2「非常電源」の例によること。
- (4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。（点滅機能又は音声誘導機能を有するものにあつては、その容量を含むものであること。）ただし、次に掲げる防火対象物の部分に設ける誘導灯（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通じる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（高輝度蓄光式誘導標識を床面から1m以下に有効に設置した場合は、その部分の通路誘導灯を除く。））にあつては、容量を60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。

なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)、(ロ)及びホの規定の例により設けること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で延べ面積50,000㎡以上

イ 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で地階を除く階数が15以上あり、かつ、延べ面積30,000㎡以上

ウ 政令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上

- (5) 前(4)において高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合は、次のアからウまでによること。

ア 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度は、次のいずれかによること。

(ア) 停電等により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、75mcd/㎡以上の輝度となる照度であること。

(イ) 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識の設置箇所における照度は200ルクス以上であること。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は、前4(3)イ(ケ) bによること。

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示は、前4(3)イ(ケ) dの例によることとし、停電等により通常照明が消灯してからの時間を60分間経過した後とする。

- (6) 非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする誘導灯の常用（非常用）電源回路には、一般の負荷設備の地絡（漏電）により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (7) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、前(4)ただし書に規定する誘導灯及び階段の通路誘導灯にあつては、各階段系統とすることができる。★
- (8) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。

7 総合操作盤

総合操作盤は、省令第28条の3第4項第12号の規定によること。